

国の物価高克服に向けた追加策として、子育て世帯生活支援特別給付金の早期給付のために予算措置の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月10日付で専決処分を行いました。

## 令和5年度一般会計補正予算（第2号）総括表

（歳入歳出予算補正）	補正前予算額	78,874,409千円
	補正額	177,028千円
	補正後予算額	79,051,437千円

（単位：千円）

款（歳入）	歳入補正額	事業名
15 国庫支出金	177,028	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 177,028
歳入合計	177,028	

（単位：千円）

款（歳出）	歳出補正額	事業名
3 民生費	177,028	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 177,028 子育て世帯生活支援特別給付金 172,900 （ひとり親世帯分） 58,500 （その他世帯分） 114,400 その他郵便料、システム開発委託料等 4,128
歳出合計	177,028	

### ■ 事業概要

食費等の物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得の子育て世帯を支援するため、国の補助事業として、「子育て世帯生活支援特別給付金」を給付します。

#### (1) 給付対象者及び対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）がいる以下の世帯

ア 低所得のひとり親世帯（820世帯 1,170人）

令和5年3月分の児童扶養手当受給者

※公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯、家計急変世帯（直近で収入が減少し、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方）は申請に基づき給付

イ その他低所得の子育て世帯（1,392世帯 2,288人）

令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金の受給者（令和4年度住民税均等割が非課税等）

※家計急変世帯（直近で収入が減少し、住民税非課税相当の水準に下がった方）等は申請に基づき給付

#### (2) 給付額

児童1人につき5万円

#### (3) 給付時期

令和5年5月中旬から（予定）

#### (4) プッシュ型の給付

手当・給付金事業で登録のある口座情報の活用が可能な場合は、申請に基づかず確認書を送付し給付を行う「プッシュ型」により、早期の給付を実施します。